

亀岡市まちづくり協働推進指針

平成20年3月

亀 岡 市

はじめに

近年、阪神・淡路大震災等をきっかけにボランティアやNPO活動など社会貢献活動への意識や関心が高まってきており、平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」とも相まって、福祉、教育、環境をはじめとする様々な分野でNPO等の活動に多くの市民が参加され、大きな力を発揮されています。

一方、今日まで公共サービスを主体的に担ってきた地方自治体においては、平成12年4月の地方分権一括法の施行など、本格的な地方分権が進み、住民主体の個性豊かなまちづくりが求められてきており、その原動力として、市民の自主的なまちづくり活動への参画が欠かせないものとなっています。また、個別化、高度化する社会ニーズに対する行政対応の限界が認められつつある現状から、こういった市民活動は、公共を担う新しい主体として期待と関心が高まってきているところであり、未来のまちづくりは、市民と行政の協働の取組状況で大きく変わると言っても過言ではありません。

亀岡市においては、第3次亀岡市総合計画において、「市民の参画と共働」、「まちの資源と個性の活用」、「情報の行き交うまち」を基本的な理念として、市民とともにまちづくりを進めてきており、様々な地域で市民が主体となったまちづくりの活動が広がってきています。

こういった状況を踏まえ、亀岡市では市民参画・協働の輪をより一層広げ、市民と行政がそれぞれの特性を活かしつつ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちを目指し、協働によるまちづくりを進めてまいります。この本格的な取組へのスタートとして、学識経験者、市民活動団体関係者及び公募市民からなる「亀岡市まちづくり協働推進検討委員会」において協議・検討された提言をもとに、庁内に設置した「亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議」の意見、さらには、パブリックコメントを反映させた、協働によるまちづくりへの基本的な考えや方向性を示す「亀岡市まちづくり協働推進指針」を策定しました。

今後、亀岡市は、「協働」をまちづくりの重要な視点として掲げ、この協働推進指針に基づき、市民と行政との真のパートナーシップの絆のもとに、具体的、実践的な様々な取組を計画、実践し、協働によるまちづくりを推進します。

目 次

1	なぜ今、「協働」が必要なのか	1
	(1) 協働を進める背景	
	(2) 指針の意義	
	(3) 指針の目的	
2	協働、市民活動の捉え方	5
	(1) 協働とは	
	(2) 市民活動とは	
3	協働の取組や市民活動の現状・課題	7
	(1) 市民のまちづくり意識の状況	
	(2) 市民活動の状況	
	(3) 行政等の状況	
4	協働のまちづくりの基本的な考え方	10
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 各主体の役割	
5	協働のまちづくりを進めるための施策	12
	(1) 市民活動の支援	
	(2) 情報受発信の強化	
	(3) 人材の育成	
	(4) 協働推進の仕組みづくり	
6	協働のまちづくり推進の具体化に向けて	16

<資料>

- 1 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会設置要綱
- 2 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会委員名簿
- 3 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議設置要綱<内規>
- 4 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議委員名簿
- 5 「亀岡市まちづくり協働推進指針」策定の経過

亀岡市まちづくり協働推進指針

1 なぜ今、「協働」が必要なのか

私たち市民（団体、企業や大学等を含む）と行政は、亀岡市のまちづくりを取り巻く背景を踏まえ、次のような意義・目的をもって、協働のまちづくりに取り組めます。

（1）協働を進める背景

- 社会的なニーズの変化と市民の社会貢献意識の高まり
- 少子高齢化社会の到来とまちの担い手の多様化
- 生涯学習の成果を活かしたまちづくりへの期待

① 社会的なニーズの変化と市民の社会貢献意識の高まり

○多様化する市民ニーズに対応できるまちづくりが必要です

- ・ 人々の価値観が量的・物的な充足を求める時代から、質的・心的な満足を求める時代へと変化しています。また、働き方や生活サイクルなどライフスタイルも変化し、これに伴って市民が求める社会的なニーズも多様化・高度化しています。
- ・ 一方、震災や地球規模での環境問題への意識の高まりなどから、ボランティア活動や地域活動など地域貢献を目指す活動が芽生えており、さらに、団塊世代の多くが定年退職する時期を迎え、地域における担い手としてそれらの人材を地域で迎えるとともに、生きがいつくりへとつなげていく機会をつくっていくことが求められています。
- ・ こうしたなか、多様化する社会的ニーズに対応するためには、市民による意識の高まりや活発な活動を活かして、市民と行政が力をあわせ、新しいまちのあり方や仕組みをつくっていくことが必要です。

② 少子高齢化社会の到来とまちの担い手の多様化

○持続可能な自立したまちづくりが必要です

- ・ 地方分権の進展により、個性的な自治体運営ができるようになる一方、地域や地方自治体の役割と責任が増大し、地域は自ら判断し、自主的・自立的なまちづくりに取り組むことが求められます。
- ・ しかし、財政状況が厳しさを増し、また、人口増加など成長型の社会から、少子高齢化を前提とした社会へと移行するなかでは、行政が従来のやり方だけで公共サービスを提供していくことは困難になっています。
- ・ このため、市民、自治会、NPOなど個人や団体の市民活動と行政が強い信頼関係のもと、「公」を担う主体として、それぞれの役割分担と適切な連携のもと、ともに持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

③ 生涯学習の成果を活かしたまちづくりへの期待

○生涯学習の成果を実践へとつなげることのできるまちづくりが必要です

- ・ 亀岡市はこれまで「生涯学習」を基本理念としてまちづくりを進めてきており、様々な知識や技術、情報（ノウハウ）などが市民の中に蓄積されてきました。
- ・ こうした生涯学習の成果・蓄積を、自己の向上や自己表現にとどまることなく、よりよいまちづくりのため積極的に活用できる環境をつくる必要があります。

(2) 指針の意義

○市民と行政が共有する指針（ガイドライン）

- 本指針は、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくための仕組み、枠組み（スキーム）の基本的な考え方を示していくものです。

(3) 指針の目的

- 市民まちづくり意識の啓発
- まちづくりへの多様な参加機会づくり
- 市民意向をまちづくりに反映する仕組みの充実
- コミュニティの活性化

① 市民まちづくり意識の啓発

○主体的にまちづくりに取り組もうとする市民の意欲を高めます

- ・ 本市においても活発な市民活動がみられるものの、まだまだ自治会や団体任せ、行政任せという意識の市民が少なくありません。
- ・ 協働の取組を通じて、地域の課題解決や個性あるまちづくりに主体的に取り組む人が積極的に評価され、また、まちづくりに対する市民の意識や参加意欲を高める社会をつくります。
- ・ また、まちづくりの政策決定・意思決定などの過程（プロセス）においてみんなで議論し、協働することで、まちづくり活動の円滑な実現性を推進します。

② まちづくりへの多様な参加機会づくり

○まちづくりを知り、参加する機会やきっかけをつくります

- ・ まちづくりへの意識や参加意欲を持っていても、情報不足やきっかけがないため、参加できていない人もいます。
- ・ 一人でも多くの市民がまちづくりに参加・参画できるよう、生活や人生のライフサイクルの多様な場面において、まちづくり活動への参加の機会をできる限り数多く提供します。

③ 市民意向をまちづくりに反映する仕組みの充実

○市民が意見を言いやすく、意向がより一層、反映される仕組みをつくります

- ・ 意見やアイデアを持っていても、それを活かす方法がわからない人や機会を逃している人もいます。
- ・ 市民、団体、企業、地域、行政など多様な立場の人同士が自らの意見を発するとともに他の人の意見を聞き、話し合い、コミュニティを高め、それをまちづくりに活かしていくための機会を充実します。

④ コミュニティの活性化

○まちづくりの基礎をなすコミュニティ活動の活発な展開を促します

- ・ 市民のライフスタイルや価値観の多様化などが進み、地域によっては、自治会加入率の低下など、身近な地域のふれあいが少なくなっています。
- ・ 自治・コミュニティ組織は本市における多様な市民活動の基礎、参加の第一歩となるものであり、協働の取組を通じてコミュニティの活性化を促進します。

2 協働、市民活動の捉え方

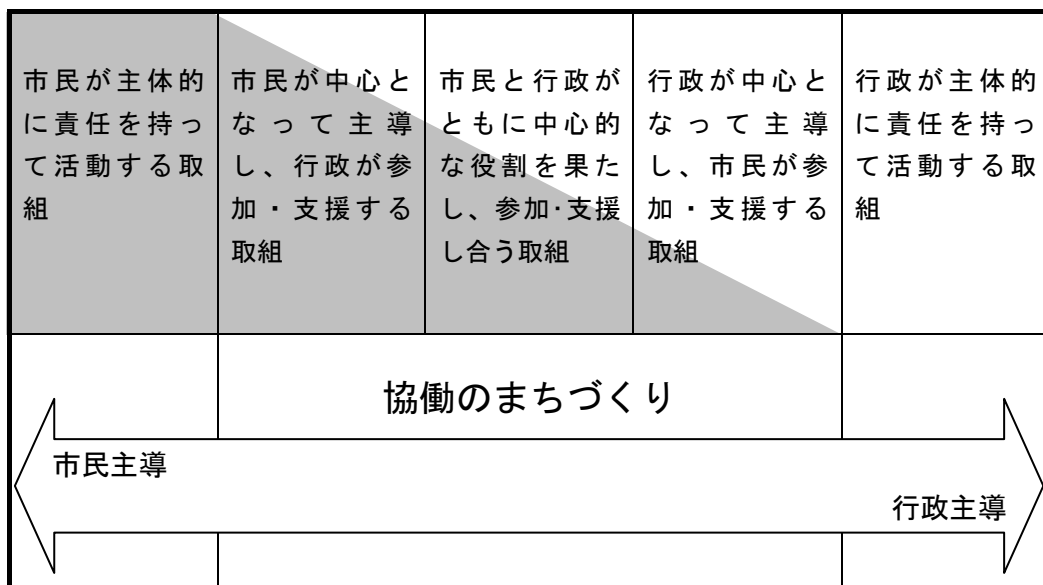
多様なイメージのある「協働」や「市民活動」ですが、この指針では、「協働」と「市民活動」を次のように位置づけます。

(1) 協働とは

市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくことです。

- 「協働」は、個人、団体、企業や大学等の一人ひとりが、社会や地域のために貢献するという気持ちを持って、公益の共通目標を行政とともに達成していくための取組です。
- この取組では、それぞれの主体が自主性を尊重し、お互いが理解し信頼することによって、対等なパートナーシップを築き、まちづくりをすすめていきます。
- また、個々の活動におけるパートナーは、市民の誰にも開かれたものとし、公正・公平な手順のもとに選び、その結果を広く公表していきます。
- こうした取組を通じて、それぞれの主体（パートナー）がともに学び、成長していきます。

「協働のまちづくり」の範囲 <社会的課題に対する市民と行政の多様な関係>

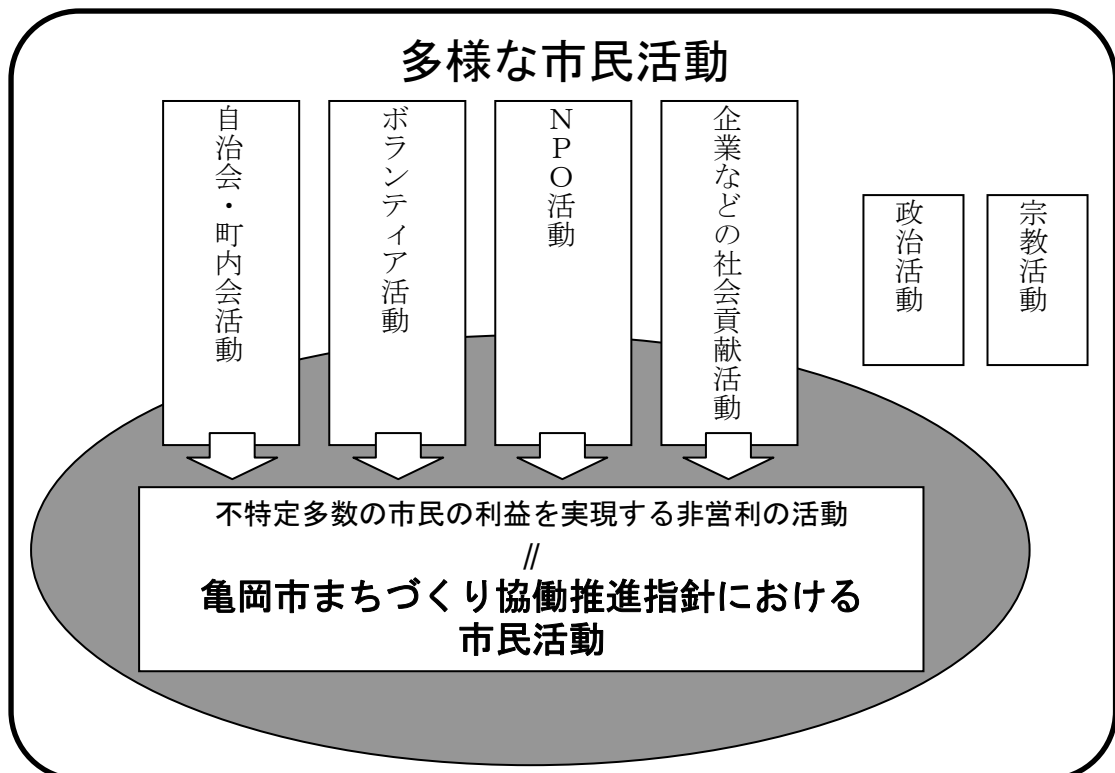


(2) 市民活動とは

市民活動とは、市民の自立的・主体的な参加のもと、不特定多数の市民の利益を実現していくために取り組む、営利を目的としない活動のことです。

- この指針で言う「市民活動」は、不特定多数の市民の利益に寄与する取組を指します。
- このため、市民や団体の活動とともに、私益のみを追求するものでなければ、地域の課題解決のために行われるコミュニティビジネスなどの社会的企業活動も「市民活動」の一つとして捉えます。
- なお、この指針における「市民活動」には、政治活動や宗教活動は含みません。

「多様な市民活動」 <指針における市民活動>



3 協働の取組や市民活動の現状・課題

亀岡市においては、各地で多様な市民活動が展開され、協働の取組も広がりつつありますが、そうした活動の現状や抱えている課題は次のようなものです。

(1) 市民のまちづくり意識の状況

- 自治会や行政など「公」に頼りがちな意識
- 市民の間でもまちに対する意識が多様化
- 市民活動、社会貢献活動に対する弱い認識

○自治会や行政など「公」に頼りがちな意識

- ・ まちづくりに対する市民の意識は必ずしも醸成されておらず、「公」について自治会や行政に任せておけばよいという人が少なくありません。

○市民の間でもまちに対する意識が多様化

- ・ 昭和30年代に1町17カ村という大きな合併により誕生した本市は、様々な自然や特色を持った個性豊かな地域により形成されることから、市民意識に違いがあります。
- ・ 近隣地域からの人口流入により、多様なライフスタイルや価値観を持つ市民が居住することとなり、その定住期間によって市民意識にも違いがみられます。

○市民活動、社会貢献活動に対する弱い認識

- ・ 地域における市民生活の基盤となっている自治会活動に比べ、市民活動やボランティア活動に対する市民の認識が薄く、活動を広げていく上での課題となっています。

(2) 市民活動の状況

- 本来の活動目的と現状との隔たり
- 人材、資金、情報発信等で課題を抱える市民活動

○本来の活動目的と現状との隔たり

- ・ 自治会活動などにおいては、これまでも行政と連携・協力が行われていますが、一部では行政から依頼される事務などが多忙となり、また、地域によってはコミュニティ活動の参加者の減少などにより、活動に疲労感などが生じているケースもあります。

- ・ NPOやボランティア団体などでは、委託事業などに過度に依存するあまり、本来果たすべき役割としての非営利組織の能力が十分発揮できない状況もみられます。

○人材、資金、情報発信等で課題を抱える市民活動

- ・ 市民活動においては、活動に対する市民意識の希薄さなどあって、人材や資金面での課題が少なくありません。
- ・ 特に、市民グループやボランティア、NPOなどテーマ型の市民活動において、組織の規模や法人か非法人かといったことで区別され、厳しい傾向にあるところが少なくありません。
- ・ 一方で自らの活動をアピールし、市民の理解を深めるための積極的な情報発信が十分ではなく、活動する側からの働きかけにも課題があります。

(3) 行政等の状況

- 協働に対する多様な認識
- 支援体制の現状
- 限られた市民意見の反映手段

○協働に対する多様な認識

- ・ 行政においては、これまで、市民からの信頼のもと、まちづくりや市民サービスの提供で主体的に大きな役割を果たしてきました。
- ・ そうした責任感や自負もあって、市民との「協働」に対する認識は多様であり、部局によっては改めて市民との役割分担や協働に取り組むことへの不安や戸惑いを感じるなど取組意識に隔たりがあり、必ずしも協働の取組に対して組織全体が積極的であるとは言えない状況です。

○支援体制の現状

- ・ 市民活動をサポートする「かめおかNPO情報センター」を開設し、市民団体との連携のもとに運営してきましたが、運営基盤の脆弱さから、十分な活動展開ができない状況になっています。
- ・ 多くの市民が普段着で市民活動やまちづくり活動に触れ、体験できる機会を提供するなど、中間支援機関^(*)としての機能を発揮するため、市民・行政の役割分担と責任・運営体制の明確化が不可欠です。
- ・ また、行政における市民活動との関わりが多分野にわたっていることから、市民活動と行政の総合的な連携・交流の窓口づくりが期待されています。

○限られた市民意見の反映手段

- ・ 意見やアイデアを持つ市民が政策に意見をしたいと考えても、その手段としては議会に対する請願、また、「地域こん談会」や「市長への手紙」など広聴の場がありますが、多くの市民にとってそうした手段は気持ちとして、あるいは実際の手続きとしてもハードルが高いと意識されています。

【 注釈 】

< 中間支援機関とは >

市民活動や市民と行政との協働の取組を支援するため、様々な主体とのネットワークを有し、情報提供やリーダー人材の育成・研修、組織運営のノウハウの提供など、主にソフト面から活動する個人・団体をサポートし、また、協働における人材・団体の紹介やコーディネートを行う組織。

4 協働のまちづくりの基本的な考え方

この指針で示す協働のまちづくりにおいては、基本的な考え方を次のように定め、パートナーシップに基づいて、それぞれの主体が共有し、大切にしていきます。

(1) 基本的な考え方

- 相互理解と相互尊重
- 開かれたプロセス
- 多様な意見の把握・反映
- 亀岡らしさの発揮

○相互理解と相互尊重

- ・ 市民と行政は、パートナーシップに基づいて、それぞれの自主性を基礎に、互いを尊重しながら、役割と責任分担に基づき、課題解決に向けて取り組んでいきます。

○開かれたプロセス

- ・ 協働に関わるあらゆる情報を積極的に開示し、透明性を高め、活動の公平・公正さの確保と誰もが協働のパートナーとして参画できる機会を提供していきます。
- ・ また、活動内容や成果、取組の評価を広く公表していきます。

○多様な意見の把握・反映

- ・ 多様な立場の人が発言の機会を得て、多くの意見・アイデアを把握することができ、また、その意見をまちづくりに反映していくことのできる仕組みづくりに努めます。

○亀岡らしさの発揮

- ・ 生涯学習で高めた力を活かしたまちづくりをすすめるとともに、地域の個性や特徴を活かした協働の取組を積極的に展開し、地域への愛着を感じられるような亀岡らしさを一層発揮していきます。

(2) 各主体の役割

[市民の役割]

- まちづくりへの主体的な参画と地域社会における信頼の構築

[行政の役割]

- 協働のまちづくりへの意識改革
- 協働推進の体制整備
- 市民活動支援の環境整備

[市民の役割]

○まちづくりへの主体的な参画と地域社会における信頼の構築

- ・ 自らの主体的な意思と責任のもと、市民活動への積極的な参加・参画に取り組んでいきます。
- ・ 政策決定や計画づくりにおいて、意見やアイデアを積極的に提案していきます。
- ・ 市民活動の取組にあたっては、広く社会に周知され、その活動が理解と信頼を得られるよう、情報の発信・公開に努めます。

[行政の役割]

○協働のまちづくりへの意識改革

- ・ まちづくりに関するあらゆる施策・事業を行政が行うという考え方をするのではなく、市民との協働で役割分担と連携のもとに進めるという意識を持って取り組みます。
- ・ 全ての職員が「協働のまちづくり」の考え方を理解し、積極的に実行していくよう、研修や体験機会の充実に努めます。
- ・ 協働のパートナーについて正しく理解・認識し、協働を推進することのできる技術や能力の向上を図ります。

○協働推進の体制整備

- ・ 協働の枠組みを前提に、計画立案のあり方（プロセス）や意見聴取・反映の仕組みの充実、事業の見直しに取り組めます。

○市民活動支援の環境整備

- ・ 協働のまちづくりの基礎となる市民活動の活性化と育成に向け、組織体制の充実や積極的な情報提供、活動・交流の場の提供、相談体制の充実など、市民が活動しやすい環境整備に努めます。

5 協働のまちづくりを進めるための施策

亀岡市において、協働のまちづくりを推進していくため、次のような施策に取り組んでいきます。

(1) 市民活動の支援

- 市民活動支援の仕組みづくり
- 活動資金の支援
- 交流・活動機会の提供
- 市民意向の把握
- 活動成果の発表の場づくり
- 市民活動中間支援機能の充実

○市民活動支援の仕組みづくり

- ・ 市民活動を促進するため、支援施策のあり方や手続きなどを明らかにし、広く市民から理解される支援制度の創設に努めます。
- ・ 多分野にわたる市民活動を包括的に把握し、情報提供や行政との連携のコーディネートを行う行政の担当セクション、あるいは窓口の設置を検討します。

○活動資金の支援

- ・ 公益に貢献する市民活動が将来にわたって活発かつ安定的に運営されるよう、税制や寄付制度、まちづくりファンドなど市民活動団体が活動資金を確保できる制度の創設について検討します。

○交流・活動機会の提供

- ・ 異なる団体同士、あるいは行政と活動団体など、新たなまちづくり活動の創出や活動の効率化を促進する多様な出会いと交流の機会の提供に努めます。
- ・ これから活動に参加・参画しようとする個人への体験機会の提供や、多様な市民活動の包括的な情報提供など、新たな人材をまちづくり活動に導く取組を進めます。
- ・ また、交流・活動や情報受発信などの中核となる、市民活動や協働のまちづくりの活動拠点の充実に努めます。

○市民意向の把握

- ・ 日常的に広く、市民や活動団体の意見や意向を集めるとともに、まちづくりの問題点などについて、何でも相談できる機能の充実に向けて取り組みます。

○活動成果の発表の場づくり

- ・ 市民や活動団体が自らの活動の広報・PRや新たな参加者の募集、先進的なモデルとなる取組の応援ができるよう、活動成果の発表機会を充実していきます。

○市民活動中間支援機能の充実

- ・ 行政の担当セクションや窓口と連携し、情報提供や活動団体の運営支援・アドバイスなどを行う、市民活動の中間支援機関の充実に努めます。

(2) 情報受発信の強化

- まちづくり情報受発信の充実
- 市民、団体等への情報提供

○まちづくり情報受発信の充実

- ・ 市民活動や協働のまちづくりに関する情報を市民や団体、企業に対して積極的に発信し、取組に対する理解と啓発を図ります。

○市民、団体等への情報提供

- ・ 市民活動や協働のまちづくりに取り組む個人・団体に対して、関連情報や支援制度などの情報を提供していきます。

(3) 人材の育成

- 次世代まちづくり人材の育成
- 大学・教育機関との連携強化
- リーダー人材の育成
- 熟年パワーの発揮

○次世代まちづくり人材の育成

- ・ 次代を担う子どもたちが亀岡市のまちづくりを経験し、関心を持てるよう、子どもたちの主体的な活動をまちぐるみで応援するとともに、市民活動団体などにおける子どもの参加・体験機会づくりを進めます。

○大学・教育機関との連携強化

- ・ 本市に立地する京都学園大学をはじめ、大学・研究所との協働に取り組むとともに、まちづくり活動への研究者や学生等の参加・参画を促進します。
- ・ 大学・研究所の有する専門的な研究成果を活かし、市民活動や協働のまちづくりに取り組む市民人材及び協働をコーディネートする人材の育成に努めます。

○リーダー人材の育成

- ・ 市民活動が新しい取組や活性化を促進できるよう、多様な団体同士の交流や協働のまちづくりにおけるコーディネート等ができるリーダー人材の育成に努めます。

○熟年パワーの発揮

- ・ 豊かな経験や技能、ネットワークなどを有して定年退職を迎える熟年人材が市民活動や協働のまちづくりにおいて力を発揮できるよう、人材と団体の登録・紹介の仕組みや参加体験の機会づくりを充実していきます。

(4) 協働推進の仕組みづくり

- 共通目標の設定
- 協働のルールづくり
- 事業の見直し
- 協働のまちづくり中間支援機能の充実・強化

○共通目標の設定

- ・ 取組のパートナーとなる市民や団体、企業、行政の連携のもと、目標を共有化し、実現に向けて協力していきます。
- ・ 市民活動支援や協働のまちづくりを促進するため、目標値の設定を検討していきます。

○協働のルールづくり

- ・ 協働のまちづくりを総合的かつ体系的に進めていくために、新たなルールづくりを進めます。
- ・ また、政策の形成・実施・評価への市民参加を進めます。

○事業の見直し

- ・ 協働のまちづくりを促進するため、公共サービスの見直しを行うことが必要であり、協働のまちづくりの実態調査に努めるとともに、協働促進に関して市民参加型の評価委員会の設置を検討します。

○協働のまちづくり中間支援機能の充実・強化

- ・ 市民活動の核となる中間支援機関において、専門的知識や技能を持つコーディネーターの配置など、協働のまちづくりを推進する機能の充実・強化に努めます。

6 協働のまちづくり推進の具体化に向けて

○協働のまちづくりを進めるため、具体的な行動を

今後、この市民と行政の共有の指針である「亀岡市まちづくり協働推進指針」を協働のまちづくりの実践につなげていくことが重要です。

このため、「亀岡市まちづくり協働推進指針」が市民と行政との協働によるまちづくりへの本格的な取組の出発点となり、協働のまちづくりが活発に展開されるよう、具体的な施策・計画の策定を目指すとともに、すぐに必要なことやできることは実践していきます。

また、急激な社会情勢の変化並びに亀岡市における市民協働の進展に伴い、具体的な施策・計画を見直していきます。

資 料

1 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会設置要綱

亀岡市告示第69号

亀岡市まちづくり協働推進検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市まちづくり協働推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民等と行政との協働によるまちづくりを目指し、まちづくりの協働推進についての基本的な考え方や方針に関して、必要な事項を検討するため、亀岡市まちづくり協働推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、NPOの代表者、その他市民等のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

2 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会委員名簿

平成19年6月21日現在

NO	職名	氏名	性別	職業・団体等
1	委員長	井内 邦典	男	熟年パワーまちづくり推進委員会委員長 (NPO等活動者)
2	副委員長	四方 香菜	女	市民委員
3	委員	坂本 信雄	男	京都学園大学教授 (学識経験者)
4	委員	深尾 昌峰	男	NPO法人 きょうとNPOセンター 常務理事・事務局長 (学識経験者)
5	委員	上田 稔留	男	NPO法人 亀岡人と自然のネットワーク代表 (NPO等活動者)
6	委員	杉山 愛	女	市民委員
7	委員	隅田 恵子	女	亀岡子育てネットワーク前代表 (NPO等活動者)
8	委員	仲井 資具	男	市民委員
9	委員	中島 三羊子	女	かめおかNPO情報センター運営委員会委員長 (NPO等活動者)
10	委員	西本 武史	男	市民委員
11	委員	平田 倫子	女	市民委員
12	委員	和田 信久	男	NPO法人 かめおかアッシー代表 (NPO等活動者)

(順不同・敬称略)

3 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議設置要綱 <内規>

(設置)

第1条 亀岡市まちづくり協働推進指針の策定に関わり、行政上の必要な事項について協議、検討するため、亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議(以下「ワーキング会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ワーキング会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員は、亀岡市役所各部を代表する所属職員(各部、係長級以上の役職の者)11名をもって充てる。

(会議)

第3条 ワーキング会議は生涯学習部生涯学習課長が招集し、その議長となる。

第4条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 ワーキング会議の事務局は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は平成19年8月21日から施行し、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

4 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議委員名簿

平成19年8月21日現在

NO	氏 名	所 属	職 名
1	辻田 栄治	企画管理部地域情報課	課長
2	高橋 依子	生涯学習部人権啓発課	男女共同参画推進係長
3	柏尾 寿和	総務部総務課	課長補佐兼自治・防災係長
4	土岐 泰久	環境市民部環境政策課	主幹（地域交通担当）
5	赤間 将	健康福祉部こども福祉課	課長
6	柴田 恒男	経済部国営事業推進課	主任主幹
7	関口 義人	まちづくり推進部都市計画課	計画係長
8	並河 悦郎	土木建築部道路河川課	課長補佐兼技術第1係長
9	山内 偉正	上下水道部総務課	主幹（経理担当）
10	松山 好伸	市立病院管理部総務課	課長補佐兼管理係長
11	亀井 鶴子	教育委員会人権教育課	主幹
事 務 局			
12	坂井 茂子	事務局長	生涯学習部長
13	伊藤 正明	事務局次長	生涯学習課長
14	中川 徹	事務局	生涯学習課主任主幹 （市民協働担当）

5 「亀岡市まちづくり協働推進指針」策定の経過

平成19年6月21日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会(第1回)開催

- ・ 委員委嘱
- ・ 委員長・副委員長の選出
- ・ 亀岡市まちづくり協働推進の指針についての依頼
- ・ 協働によるまちづくりの目指すものについて
- ・ 協働によるまちづくりに向けての懇談

平成19年7月5日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会(第2回)開催

- ・ 検討委員会(第1回)の内容確認について
- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針」について意見交換

平成19年7月25日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会(第3回)開催

- ・ 検討委員会(第2回)の内容確認について
- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針」について意見交換

平成19年8月2日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会(草案会議)開催

- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針への提言(素案)」について

平成19年8月6日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会(第4回)開催

- ・ 検討委員会(第3回)の内容確認について
- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針への提言(素案)」について意見交換

平成19年8月21日 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議
(第1回)開催

- ・ 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議について
- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針」について

平成19年8月24日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会（第5回）開催

- ・ 検討委員会（第4回）の内容確認について
- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針への提言(成案)」について意見交換

平成19年8月31日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会より、亀岡市長へ
「亀岡市まちづくり協働推進指針への提言」を報告

平成19年9月28日 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議
（第2回）開催

- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針への提言」について
- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針」の策定について

平成19年10月31日 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議
（第3回）開催

- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針の調査」について

平成19年11月16日 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議
（第4回）開催

- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針（原案）」について

平成19年12月3日～平成19年12月28日

「亀岡市まちづくり協働推進指針（案）」のパブリックコメントを実施
5名から32件の意見提出

平成20年1月25日 亀岡市まちづくり協働推進指針策定ワーキング会議
（第5回）開催

- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針（案）」に係るパブリックコメントについて
- ・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針（成案）」について

平成20年2月14日 亀岡市まちづくり協働推進検討委員会（第6回）開催
・ 「亀岡市まちづくり協働推進指針（成案）」について

平成20年2月29日
「亀岡市まちづくり協働推進指針（案）」のパブリックコメントに対する
亀岡市の考え方を公表

平成20年3月 「亀岡市まちづくり協働推進指針」策定

亀岡市まちづくり協働推進指針

発行 ■ 平成20年3月

亀岡市 生涯学習部 生涯学習課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

TEL 0771-25-5002 Fax 0771-22-6372

URL : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

Eメール : syougai-gakusyu@city.kameoka.kyoto.jp

編集 ■ 亀岡市 生涯学習部 生涯学習課